

2. 主たる事務所の所在地、ディスクロージャー担当部署およびその電話番号

所在地 〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

担当部署 独立行政法人中小企業基盤整備機構 調査広報部 広報課

電話番号 03-5470-1515

3. 平成16事業年度の事業計画および平成15年事業年度事業報告の概要

(1)平成16事業年度の事業計画

① 保証業務

産業基盤整備基金業務方法書に規定する最高限度額を限度として、次の資金の借入（イ、ハ、チ、リ、ヌ、ル a b、ヲ及びワについては資金の調達のために発行する社債を含む）に係る債務の保証を行う。（最高限度額 339,526,029 千円）

イ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号）に基づく認定計画に係る特定産業基盤施設の整備事業に必要な資金

ロ 旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）に基づく承認集積促進地域における特定事業に必要な資金

ハ 旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号）に基づく認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金

ニ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成3年法律第82号）に基づく承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設の設定事業に必要な資金

ホ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号）に基づき、

a 承認地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業に必要な資金

b 承認地域輸入促進計画に基づく輸入貨物流通促進事業に必要な資金

c 特定製品輸入事業に必要な資金

d 特定対内投資事業に必要な資金

ヘ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく認定計画に係る流通業務効率化基盤整備事業に必要な資金

ト 旧特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成7年法律第61号）に基づく承認事業革新計画に係る措置及び承認活用事業計画に係る事業に必要な資金

チ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）に基づく承認高度化等計画に係る措置に必要な資金

リ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）に基づく承認計画に係る特定大学技術移転事業に必要な資金

ヌ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく認定特定事業計画に係る特定商業施設等整備事業に必要な資金

ル 新事業創出促進法（平成10年法律第152号）に基づき、

a 創業者が行う事業に必要な資金

b 新事業分野開拓のための事業に必要な資金

c 同意集積地域のうち、経済産業省令で定めるものにおける新事業創出寄与事業に必要な資金

ヲ 旧産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づく認定事業再構築計画に係る措置及び認定活用事業計画に係る事業に必要な資金

ワ 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づく認定事業再構築計画、認定

共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画又は認定事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の取得又は製作に必要な資金

②利子補給業務（利子補給予定額 6,901 千円）

イ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき、認定特定事業計画に係る特定商業施設等整備事業に対する日本政策投資銀行等の融資の利子補給を行う。

③情報提供業務（支出予定額 10,186 千円）

イ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に基づき、特定商業集積に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

ロ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づき、特定研究成果の民間事業者への移転に関する保証業務に係る情報の収集、整理及び提供を行う。

ハ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき、特定中心市街地における商業の活性化に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

ニ 新事業創出促進法に基づき、新たな事業の創出に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

ホ 産業活力再生特別措置法に基づき、事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

(2)平成 15 事業年度事業報告

当基金は、平成 15 事業年度事業計画に従って保証業務、出資業務、利子補給業務及び情報提供業務を行った。今期における事業は次のとおりである。

① 保証業務

産業活力再生特別措置法に基づく新規債務保証を 2 社(41 件)14,973,000 千円実行した。この結果、期末の保証残高は 61 社(203 件)30,397,741 千円となった。また、代位弁済を 6 社(7 件)314,975 千円行った。

② 出資業務

15 年度における新たな出資は行われなかった。また、15 年度においては、(株)呉ポートピアランドの出資金の全額 350,000 千円について償却処理を行った。

この結果、期末の出資残高は 22 社 (36 件) 24,428,000 千円となった。

③ 利子補給業務

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき、承認事業計画に従って行う特定事業活動に対する日本政策投資銀行が行った融資の利子補給金 1,967 千円を支給した。また、特定物資の使用の合理化に資する設備のうち政令で定めるもの、及び再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち政令で定めるものの設置又は改善に対する日本政策投資銀行が行った融資の利子補給金 1,156 千円を支給した。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく利子補給の累計額は 114,105 千円となった。

また、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき、認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に対する日本政策投資銀行が行った融資の利子補給金 452 千円を支給した。

4. 国からの出資金、補助金等の額（平成 16 事業年度予算）

該当事項なし

5. 関係会社一覧（平成 16 年 3 月 31 日現在）

会 社 名	出資額（千円）	出資比率（%）
新規事業投資㈱	17,100,000	58.1

6. 組織の概要

(1) 役員（平成 16 年 3 月 31 日現在。定数 6 名）

氏 名	役 職	任 期	最 終 官 職
今井 敬	会 長	平成 15 年 5 月 1 日～平成 17 年 4 月 30 日	
山本雅司	理 事 長	平成 14 年 9 月 1 日～平成 16 年 8 月 31 日	資源エネルギー庁長官
墳崎敏之	専務理事	平成 14 年 9 月 1 日～平成 16 年 8 月 31 日	財務省財務総合政策研究所次長
成田公明	理 事	平成 14 年 9 月 1 日～平成 16 年 8 月 31 日	経済産業省経済産業政策局調査統計部長
相田康幸	理 事	平成 14 年 9 月 1 日～平成 16 年 8 月 31 日	
厚東均治	監 事	平成 14 年 9 月 1 日～平成 16 年 8 月 31 日	

(2) 職員数（平成 16 年 3 月 31 日現在定員） 31 名